

議案第 1 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

沖縄県教育委員会訓令「授業改善支援員設置規程」の制定を臨時に代理したことについて、教育委員会の承認を求める。

平成27年4月16日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

平成27年3月27日付けで沖縄県教育委員会訓令「授業改善支援員設置規程」の制定を臨時代理したことについて、「沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則」（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、教育委員会の承認を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月1日付け改正法施行前）
(職務権限の特例)

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則
(臨時代理)

第4条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、第2条各号に定める事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教育委員会に報告しその承認を得なければならない。

沖縄県教育委員会訓令第8号

教 育 庁

授業改善支援員設置規程

(設置)

第1条 教員の授業力の向上及び児童生徒の学力の向上を図るため、教育事務所に授業改善支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 支援員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 教員の授業構想の支援に関すること。

(2) 児童生徒の学習支援に関すること。

(3) 教員の授業後の振り返り等に関する指導助言に関すること。

(4) 教員相互並びに管理職との連携の支援に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教員の学習指導等に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 支援員は、教員の学習指導に関し、専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 支援員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 支援員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 支援員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は所長が別に定める。

2 支援員の1日の勤務時間は、6時間とする。

3 支援員の勤務場所は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 支援員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 支援員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 支援員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、支援員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 支援員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平27年4月1日から施行する。

訓令の概要説明

部課名 義務教育課

1 件名

授業改善支援員設置規程

2 制定の経緯及び必要性

小中学校における教員の学習指導力の向上を図るために、授業改善等を支援する校内体制の確立が極めて重要である。

そのため、「学力向上学校支援事業」を展開し、授業改善を推進するために、専門的な知識と経験を有する「授業改善支援員」を設置する。

3 制定案の概要

授業改善支援員の業務内容は、教員の授業改善を図るため、次のような業務を行う。

- (1) 教員の授業構想の支援に関すること。
- (2) 児童生徒の学習支援に関すること。
- (3) 教員の授業後の振り返り等に関する指導助言に関すること。
- (4) 教員相互並びに管理職との連携の支援に関すること。
- (5) その他、教員の学習指導等に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること。

4 根拠法令

地方公務員法